

沖縄県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の実施により防災体制の強化に資することを目的として、令和5年4月10日付け老発0410第6号の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第3により県が作成した防災・減災等事業整備計画に基づく施設等整備事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年5月7日付け厚生労働省発老0507第1号の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）、実施要綱、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 実施要綱第3の2に定める事業とする。

(補助の対象除外)

第3条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(補助額の算出方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る事業

防災・減災等事業整備計画に記載された事業について別表1（1）の第1欄に定める区分毎に、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額の合計と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額に第4欄の国及び県の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、沖縄県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業補助金交付申請書(様式1)を別に指示する期日までに沖縄県知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条の2 沖縄県知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、通知するものとする。

2 沖縄県知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

(1) 補助事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(ア) 暴力団員が事業主又は暴力団員と密接な関係を有する者

(イ) 暴力団員が実質的に運営しているもの

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益または便宜を供与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(2) 補助事業者が補助事業を実施するために締結する契約については、一般競争入札に付するなど沖縄県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないものとする。

(3) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、沖縄県知事の承認を得なければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合には、速やかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。

(6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、交付要綱7（4）オに定める期間を経過する日まで保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、交付要綱7（5）キに定める日まで保管しておかなければならない。

(7) 補助事業により取得、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、交付要綱7（4）ア（事業者が地方公共団体以外の者の場合は交付要綱7（5）オ）に定める期間を経過するまで、沖縄県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(8) 沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

- (11) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (13) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式2により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- (14) 補助事業を行う者が（1）から（13）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（補助金の変更承認）

第7条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の理由が生じ、補助事業の内容の変更等をしようとする場合は、沖縄県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業補助金変更承認申請書（様式3）又は事業中止（廃止）承認申請書（様式4）を沖縄県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、補助事業着手報告書（様式5）により補助事業に着手した日から10日以内に、補助事業進捗状況については、補助事業進捗状況報告書（様式6）により毎年度12月末日現在の状況を翌年1月末日までに沖縄県知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに沖縄県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業補助金実績報告書（様式7）を沖縄県知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 沖縄県知事は、第9条の報告を受けたときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 沖縄県知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 沖縄県知事は、補助事業等が要綱の決定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金等の額が確定した後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第12条 沖縄県知事は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 前項の命令を受けた補助事業等は、沖縄県知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金等を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

1 区分	2 交付基準単価	3 単 位	4 補助率			5 対象経費
			国	県	事業者	
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業						防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体となって整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
スプリンクラー設備（広域型施設等）						
1,000㎡未満の場合	9,710円	対象施設ごと 1㎡あたり	10/10	-	-	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円／1㎡と消火ポンプユニット等の設置に要する費用（上限2,440千円）との合計額	対象施設ごと	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	自動火災報知設備の設置に要する費用（上限1,080千円）	施設数	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	火災報知設備の整備に要する費用（上限325千円）	施設数	10/10	-	-	
(広域型施設等) ア 軽費老人ホーム （ケアハウス・A型・B型） イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設のうち、知事が特に必要と認めた施設						
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	
高齢者施設等の給水設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※併設される老人短期入所施設は利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所（※定員19人以上） ・老人福祉センター（A型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4	